

沼津市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した、平成29年度財政援助団体監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年3月26日

沼津市監査委員	山本倫弘
同	大川正博
同	長田吉信

沼 教 生 第 243 号

平成 30 年 2 月 27 日

沼津市監査委員 山本 倫弘 様

沼津市監査委員 大川 正博 様

沼津市監査委員 長田 吉信 様

沼津市教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 30 年 1 月 25 日沼監第 64 号の財政援助団体監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>① 会計事務の適正化について</p> <p>本実行委員会の事務局は、所管課が担当しているにもかかわらず、以下の不適切な会計事務が確認された。早急に事務手続を改善するとともに、補助金が市民からの税金を主な財源としていることに鑑み、関係者を含めた意識改善を図りたい。</p> <p>ア 物品等の購入時、領収書のみの確認により、実行委員会の口座から支出をしていたことが確認された。</p> <p>支出事務の適正化を図るため、事前に支出行為について実行委員長等の決裁を受けるとともに、購入後に物品等の検収及び領収書の確認を徹底されたい。</p>	<p>12 月 13 日に開催した実行委員会において、補助金制度及び健全な予算執行に係るルールを再確認し、関係者の意識改善を図りました。</p> <p>平成 29 年度から、収入・支出の決定及び確認について、事務局となる生涯学習課で関係調書により審査し、事務の統括者である事務局長の決裁を受けています。</p> <p>12 月 13 日に開催した実行委員会において、前述のとおり予算執行に係るルールを再確認したところであり、今後も収入・支出事務の適正化について、より一層の徹底を図っていきます。</p>

<p>イ 協賛金の取扱いについて、領収書は発行したものの受領日が明確でなく、また、現金についても数日間、金庫にて保管していたことが確認された。</p> <p>収入事務の適正化を図るため、複写式の領収書にするなど受領日を明確にするとともに、受領した現金は、安全面から金融機関へ速やかに入金されたい。</p>	<p>12月13日に開催した実行委員会において、今後は、複写式の領収書を発行することにより、受領日を明確にするとともに、速やかに入金処理を行う事を決定しました。</p>
--	--